

沖ト協発第56号

令和5年6月27日

貨物運送事業者 各位

(公社) 沖縄県トラック協会会長  
( 公 印 省 略 )

### 適性診断の確実な受診について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の業務運営にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、運送事業者の皆様におかれましては、事業用自動車の安全運行のため、自社で選任した運転者に対し、適切な指導教育に努められていることと存じます。

沖縄総合事務局運輸部 監査指導課より運転者に対する初任診断、適齢診断及び特定診断（以下、「適性診断」という。）の確実な受診について別添のとおり周知がありました。

「新たに雇い入れた初任運転者（初任診断）」、「65歳以上の高齢運転者（適齢診断）」及び「死亡又は重傷事故を引き起こした運転者（特定診断）」に対しての適性診断の受診状況確認と受診漏れが無いよう今一度ご確認をお願い致します。

敬具

<本件に関するお問合せ先>

(公社) 沖縄県トラック協会 適正化事業課 TEL 098-863-0280



事務連絡  
令和5年6月7日

公益社団法人沖縄県トラック協会会長 殿

内閣府沖縄総合事務局  
運輸部監査指導課長

### 適性診断の確実な受診について

平素より、運輸行政にご理解及びご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

自動車運送事業者の皆様におかれましては、日頃より安全運行のため自社で選任した運転者に対し、適切な指導教育に努められていることと存じます。その中でも新たに雇い入れた初任運転者、65歳以上の高齢運転者及び死亡または重傷事故を引き起こした運転者に対しては、それぞれ初任診断、適齢診断及び特定診断（以下、「適性診断」という。）の受診が法令で義務づけされているところです。

一方、沖縄総合事務局による監査においては、依然として高い頻度で適性診断の未受診が指摘されているところであり、行政処分等の対象となっております。

会員事業者に対しては、選任した運転者の適性診断の受診状況を把握し、受診漏れがないように適性診断の確実な受診について周知をお願いいたします。

また、一般診断につきましても、個々の運転者の特性を把握し、きめ細やかな指導を可能とするものですので、事故の未然防止に資する観点で活用をご検討いただけますよう併せて周知をお願いいたします。



【ご注意ください】

適性診断の未受診は行政処分の対象とされています。  
お忘れないように適性診断を受けましょう。

# 忘れていませんか!? 適性診断

適性診断の受診は、法令で定められております。

独立行政法人自動車事故対策機構(ナスバ)の「適性診断」は、  
国土交通大臣より認定を受けています。

初任診断

新たに運転者として採用される方

適齢診断

高齢(65才以上)の運転者の方



セーフティバス制度では、65歳以上75歳未満の全運転者に対し、法令(3年の頻度)より短い2年に1回以上の頻度で受診すれば加点対象となります。

特定診断 I, II

交通事故を引き起こした方。詳しくはご連絡ください

義務

以下の診断も実施しています

一般診断

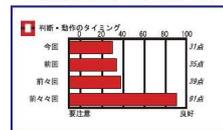
安全運転に必要な運転特性を明らかにするために、科学的に測定します。必要運転に対する考え方や反応は変化しますので、定期的に受診し、その変化を把握することをお勧めします。

Gマーク・セーフティバスは加点対象です



前回との比較が  
できるので  
教育に便利です

(前回受診時データとの比較)  
※同一事業者での受診に限り印字します。



カウンセリング付き  
一般診断

カウンセラーが、一般診断を受診した方に対して、診断結果を基に交通事故の未然防止のために安全運転のための留意点等についてカウンセリング手法を用いた指導及び助言を行います。

貸出機器



適性診断機器のレンタルも行っております。  
貸出期間であれば、自社でいつでも受診可能です。  
※利用料は適性診断手数料の他、機器1台につき1日1,100円です。

※写真はイメージです

これまで概ね3年に1回程度が主流でしたが、指導監督告示の内容等を踏まえて、ナスバでは2年に1回受診して活用することを推奨させていただきます。

ナスバ 診断予約

検索

ご予約はインターネットが便利です!

【適性診断のご予約は裏面の各支所へご連絡ください】

運行管理者等

# 忘れていませんか!? 一般講習

「一般講習」の受講は、法令で定められております。

独立行政法人自動車事故対策機構(ナスバ)の「一般講習」は、国土交通大臣より認定を受けています。

【2023年度「一般講習」受講の必要のある方】

- ①前回の一般講習の受講が2021年度（2021(令和3)年4月～2022(令和4)年3月）の運行管理者の方  
※選任されている運行管理者は原則、2年度に1回受講義務があります。
- ②2023年度に新たに運行管理者に選任された方（基礎講習を未受講の方は基礎講習の受講が必要）
- ③特別講習の受講対象（特定の重大事故又は行政処分）となる営業所に選任されている全ての運行管理者の方（該当する場合は2年度続けて受講が必要）
- ④実務経験（5年度以上で5回の受講）で運行管理者を目指している方 ※貸切バスは除く

運行管理者等「基礎講習」も実施しております。

ナスバ 講習予約

検索

ご予約はインターネット(スマホ可)が便利です！

※講習は追加で開催する場合がございます。  
詳しくは「ナスバホームページ」でご確認ください。



ナスバの新たな講習スタイル「動画視聴方式」

ナスバでは受講者の利便性向上のため、**動画視聴方式**による多頻度での講習も開催しております。従来の対面方式による講習会につきましても、引き続き行って参ります。講習に関するお問い合わせは、ナスバ各支所までお願いします。

【動画視聴方式】は、講師資格者の下、動画を会場で視聴する講習スタイルとなっております。



独立行政法人 自動車事故対策機構（ナスバ）

□福岡主管支所  
TEL 092(451)7751

□佐賀支所  
TEL 0952(29)9023

□長崎支所  
TEL 095(821)8853

□熊本支所  
TEL 096(322)5229

□大分支所  
TEL 097(558)3155

□宮崎支所  
TEL 0985(53)5385

□鹿児島支所  
TEL 099(213)7250

□沖縄支所  
TEL 098(916)4860